

京都市上下水道局
資産有効活用市民等提案制度
実施要領

令和5年11月7日施行
京都市上下水道局経営戦略室

京都市上下水道局資産有効活用市民等提案制度 実施要領

1 趣旨

京都市上下水道局（以下「局」といいます。）では、「京の水ビジョン 一あすをつくる一」に基づき、保有資産（土地及び建物）の有効活用に向けた取組を推進しており、その一環として、本制度を創設しました。

本制度により、自らが実施主体となろうとする市民や事業者の皆様から、保有資産の有効活用に係る提案を常時受け付け、市民・事業者の皆様の自由で創意工夫に富んだノウハウや発想を生かした資産の有効活用を推進します。

なお、事前相談から提案までの間、局では必要に応じて適宜、提案者との対話等を行い、本市の発展や地域の活性化に資する、より良い提案となるように促します。

2 提案の対象

提案の対象となる資産は、局が保有する土地及び建物とし、局のホームページ (<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000319063.html>)*に掲載します。

ただし、既に活用方針（売却等）を定め、取組に着手している資産など、一部の資産については対象外と判断する場合があります。

* 提案の対象となる局の保有資産についての、詳細情報（現況、位置図、建物の有無など）を含めた一覧を公開

3 募集する提案

提案者自らが実施主体となって、対象資産を有効活用する提案を募集します。

<提案例>

- ・ 未利用資産（土地・建物）の買受け、借受け
- ・ 余剰スペースの借受け
- ・ 売却予定地や供用予定地の短期借受け
- ・ 民間主導による老朽施設の建替え など

ただし、次のような提案はできませんので、御注意ください。

<対象外となる提案>

- ・ 施設の廃止や休止などを伴う提案
（既に廃止、休止等の方針が示されている資産に対する提案、敷地の一部など未利用部分のみの買受けで当該機能に支障をきたさないような提案、当該機能の移転、代替などを含む提案などは受け付けます。）
- ・ 本市に経費負担が発生する提案
（十分な財政効果や本市の政策実現に寄与すると認められる提案は受け付けます。）
- ・ 提案者以外が実施主体となることを前提とした提案
（提案者と実施主体者間で合意がなされている場合は、共同で御提案ください。）
- ・ 既に本市又は本市が委託する者が着手している事業と同内容の提案
- ・ 現行法令等に抵触する提案

4 提案者の資格

提案者は、提案内容を自ら主体となり実施する個人、法人及びその他団体（共同提案も可）とします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は提案者となることができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者（法人及びその他団体にあつては、その代表者又はその他役員を含む。）
- ② 市税その他の本市に対する金銭債務（水道料金及び下水道料金を含む。）について滞納のある者
- ③ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 暴力団又は暴力団に関係すると認められる者
※ 応募資格確認のため、京都府警察本部に照会する場合があります。
- ⑤ 京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第27条に規定する競争入札参加停止の措置を受けている者
- ⑥ その他、活用の実施主体として適当でないと京都市公営企業管理者上下水道局長が認める者

5 提案方法（別紙フロー図参照）

（1）電話又はメールによる問い合わせ、事前照会

提案を検討する資産に関する基礎的な情報については、電話又はメールにて京都市上下水道局経営戦略室（以下「経営戦略室」といいます。）までお問い合わせください。
なお、お問い合わせの内容によっては、回答までに時間をいただく場合があります。

（2）事前相談の受付

本提案制度をより効率的・効果的に運用するため、提案前の事前相談を必須としています。事前相談を行っていない提案は受け付けることができませんので御注意ください。

ア 実施方法

事前相談は面談により実施します。「京都市上下水道局資産有効活用市民等提案制度事前相談書」（第1号様式）に必要事項を記入のうえ、メール、FAX、郵送又は持参により経営戦略室までお申し込みください。改めて、面談日時等を連絡させていただきます。

イ 局からの情報提供

事前相談書に記載いただいた内容等を踏まえ、面談時に、対象資産に関する基本的な情報を提供させていただきます。

ウ 局からのヒアリング・庁内意見照会

検討されている提案内容についてヒアリングを行います。その内容を踏まえ、関係局区等に対し、提案の実現性・妥当性に関する意見照会を実施します。その結果、関係法令に抵触する、提案の事業性に重大な課題がある等、明らかに実現性が低いと判断できる提案については、その理由をお伝えしたうえで、再検討をお願いすることとなります。

エ 事前相談の結果通知

事前相談の結果、提案可能と判断した事前相談については、その旨の通知を行います。

(3) 提案の受付

ア 提案書の取扱い

提案については、「京都市上下水道局資産有効活用市民等提案制度 提案書」(第2号様式)に提案内容を記入のうえ、持参により、経営戦略室に提出してください。受付後、局で検討を進めるとともに必要に応じて関係局区等に提案書を共有します。

イ 提案の内容

- ・ 提案内容
- ・ 事業の遂行体制
- ・ 資金計画及び長期収支計画
- ・ 本市施策への貢献度
- ・ 市民生活、地域経済、雇用等に対して期待できる効果
- ・ 地域との良好な関係の構築方法
- ・ 施設の整備方法 など

(4) 庁内審査の実施

提案の内容について、局及び関係局区等で審査を行います。

<審査の観点>

庁内審査においては、次の観点から提案内容を総合的に評価します。

- ・ 活用計画の実現性、法令等との整合性
- ・ 提案者の事業遂行体制、信頼性
- ・ 提案者の財務・経営状況の安定性
- ・ 本市施策、市民生活への貢献度
- ・ 地域経済、雇用創出への貢献度
- ・ 地域との良好な関係の構築
- ・ 個別の資産の事情に応じて考慮すべき事項 など

(5) 庁内審査結果の通知

庁内審査の結果を提案者に文書で通知します。

(6) 要件整理・条件設定、活用方針の決定及び公表

庁内審査の結果を踏まえて、局において、活用に向けた準備(例:境界確定等)や契約候補者の選定に向けた要件整理・条件設定(例:活用用途の指定、売却額・貸付料等の算定)などを実施のうえ、資産の有効活用方針を決定します。

資産有効活用を行う場合は、その旨を提案者へ通知するとともに、局のホームページで公表します。

6 契約候補者の選定（別紙フロー図参照）

契約候補者（実施主体）の選定に当たっては、提案内容に応じて、次の方法等により選定します。

なお、具体的な実施方法については、別に定める募集要項等によることとします。

- （1）競争性及び公平性確保の観点から、原則として、公募型プロポーザル（総合評価方式、二段階選抜方式等）により、外部有識者等によって組織される選定委員会等の審査を経て、契約候補者を選定します。

※ 選定時の評価の際に加点等を行うなど、当該資産に対する提案者に優遇措置を講じる場合があります。

- （2）他の者の別の手段による実施では同等の成果等が得られず、提案者でなければ履行できないと認められる独自のノウハウや創意工夫に基づく提案をはじめ地方公営企業法施行令第21条の14第1項に該当する場合は、提案者を契約候補者として選定します。
- （3）上記以外の場合は、条件付一般競争入札等により契約候補者を選定します。

7 注意事項

- （1）各提出書類において、虚偽の内容を記載された場合は失格となります。
- （2）本件の提案に係る一切の費用は、提案者の負担となります。
- （3）提出された書類は、原則として返却しません。
- （4）より良い提案となるよう、提案者に対し、質問等を行うことがあります。また、必要に応じて提案書の補正や追加資料の提出をお願いすることがあります。

8 問合せ先及び書類の提出先

京都市上下水道局経営戦略室（資産活用担当）

住 所：〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3 5階

T E L：075-672-7710

F A X：075-682-2454

Eメール：suido.zaisan@suido.city.kyoto.lg.jp

※ 持参の場合は、上記住所にお越しく下さい。

なお、受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)とします。

《京都市上下水道局資産有効活用市民等提案制度のフロー図》

